



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2009 MARCH/95号

★ 商標の早期審査・早期審理の対象拡大 ★

1. 早期審査・早期審理制度

特定の商標登録出願を他の出願に優先して審査する（審査段階の）早期審査及び（審判段階の）早期審理は、平成9年9月1日より運用されています。この制度の利用拡大を図り、早期権利化の要望に応えるため、次のとおり早期審査・早期審理の対象が拡大されることになりました。新たな運用は、平成21年2月1日以降に提出される早期審査・早期審理の申出から適用されています。

2. 改訂前の早期審査・早期審理（平成9年9月1日～）

以下の条件(1)を満たす出願は特別の政府料金を支払うことなく（代理人費用は必要）、早期審査・早期審理を受けられます。改訂後もこの条件に変更はありません。

(1) 出願人又はライセンサーが、出願商標を指定商品・指定役務に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、権利化について緊急性を要する出願・審判事件

「権利化について緊急性を要する出願・審判事件」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- 第三者が許諾なく、出願商標又は出願商標に類似する商標を出願人若しくはライセンサーの使用若しくは使用の準備に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用しているか又は使用の準備を相当程度進めていることが明らかな場合
- 出願商標の使用について、第三者から警告を受けている場合
- 出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合
- 出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している場合

3. 改訂後の早期審査・早期審理（平成21年2月1日～）

以下の条件(2)を満たす出願についても、特別の政府料金を支払うことなく（代理人費用は必要）、早期審査・早期審理を受けられるようになりました。

(2) 出願人又はライセンサーが、出願商標を既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願・審判事件

上記(1)の条件との相違点は、①権利化について「緊急性」が必要とされないということと、②出願商標の指定商品が、既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみに限定されていることです。そのため、指定商品・指定役務中に、②以外の商品・役務を含む場合には、早期審査・早期審理の申出以前（同時でも構いません）に、それを削除する補正が必要となります。

一般に商標出願では、実際に使用する商品・役務以外に広めに指定するのが普通です。例えば、「目薬」に使用する商標でも「薬剤」と指定したり、「鉛筆」に使用する商標でも「文房具」と指定したりするのが普通です。改訂後の早期審査・早期審理を受けようとするときには、そのような広めの指定は事実上不可能であり、現実に使用又は使用の準備が証明できる範囲のものに限定されることになります。